

三田市規則第43号

三田市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市景観条例（平成21年三田市条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(工作物)

第3条 条例第2条第3号に規定する建築物以外のもので、規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 門、塀、垣、柵その他これらに類するもの
- (2) 擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- (3) 煙突その他これに類するもの
- (4) 彫像その他これに類するもの
- (5) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (6) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (7) 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
- (8) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (9) 石油タンク、ガスタンク、穀物サイロその他の貯蔵施設
- (10) 石油精製施設、コンクリート製造施設その他の製造施設
- (11) 観覧車、飛行塔、コースターその他の遊戯施設
- (12) ごみ焼却施設、汚物処理施設その他の処理施設
- (13) 風力発電施設、太陽光発電施設その他の発電施設
- (14) 橋りょう、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- (15) 道路、公園又は広場に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯、アーケード、ベンチその他これらに類するもの
- (16) その他市長が指定するもの

(届出を要する行為)

第4条 条例第9条に規定する景観計画ごとに規則で定める行為は、新市街地景観

計画にあっては、次に掲げるものとする。

- (1) 同条第2号に掲げる行為で、その植栽又は伐採に係る部分の面積が150平方メートル以上のもの
- (2) 同条第3号に掲げる行為で、その堆積に係る部分の面積が150平方メートル以上のもの
(届出を要しない行為)

第5条 条例第11条に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げるものに指定された建築物の増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財
 - イ 兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）に規定する兵庫県指定有形文化財又は兵庫県指定有形民俗文化財
 - ウ 三田市文化財保護条例（平成14年三田市条例第5号）に規定する三田市指定有形文化財又は三田市指定有形民俗文化財
- (2) 建築等で、これらの行為による当該建築物の外観に係る部分の見付面積10平方メートル未満のもの。ただし、これらの行為による当該建築物の屋根に係る部分の表面積が10平方メートル以上の場合には、この限りでない。
- (3) 建設等で、これらの行為による当該工作物の外観に係る部分の見付面積5平方メートル未満のもの。ただし、第3条第1号の工作物の建設等にあっては、当該工作物の道路に面する部分の長さが1.8メートル未満のもの
- (4) 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第1項第3号に掲げる行為のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可を要しないもの。ただし、同項第1号から第9号までに規定する行為のうち、開発面積が500平方メートル以上の開発行為については、この限りでない。
- (5) 公園、学校等における滑り台、鉄棒その他これらに類する遊具等の建設等
- (6) 高さ1.2メートル以下の擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- (7) 次に掲げる工作物で、その高さが5メートル以下のものの建設等
 - ア 煙突その他これに類するもの
 - イ 彫像その他これに類するもの（屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法

律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)に該当するものを除く。)

ウ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物に該当するものを除く。)

エ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

オ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(屋外広告物に該当するものを除く。)

カ 石油タンク、ガスタンク、穀物サイロその他の貯蔵施設

キ 石油精製施設、コンクリート製造施設その他の製造施設

ク 観覧車、飛行塔、コースターその他の遊戯施設

ケ ごみ焼却施設、汚物処理施設その他の処理施設

コ 風力発電施設その他の発電施設(太陽光発電施設は除く。)

(8) 太陽光発電施設の工作物で、築造面積が150平方メートル以下であるもの

(9) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する電気事業及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さが15メートル未満のもの

(10) 塀、垣、柵その他の囲壁(仮設のものを除く。)で囲まれた敷地内における工作物で、道路(私道を除く。)から視認できないもの
(行為の届出等)

第6条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書により行うものとする。

2 前項の届出をしたものは、当該届出に係る行為の完了の日前に住所又は氏名に変更があったときは、速やかに書面で市長に届け出なければならない。

3 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書により行うものとする。この場合において、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)第1条第2項各号に掲げる図書のうち当該変更の内容を明らかにする図書を添付しなければならない。

4 省令第1条第2項第1号ニに規定する彩色が施された2面以上の立面図は、日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値を表示したものとする。

5 条例第10条に規定する規則で定める図書は、届出に係る建築物又は工作物を道路その他の公共の場所から見た透視図で、彩色を施したものとする。

6 市長は、第1項の届出をした者に対し、前2項に規定する図書のほか、参考となるべき事項を記載した図書の添付を求めることができる。

(変更命令等)

第7条 法第17条第1項又は第5項の規定による変更命令等は、変更命令書により行うものとする。

(適合通知)

第8条 条例第15条に規定する通知は、適合通知書により行うものとする。

(完了届)

第9条 条例第16条に規定する届出は、完了届により行うものとする。

(身分証明書)

第10条 法第17条第7項の規定による立入検査に係る同条第8項の証明書は、身分証明書による。

(事前協議)

第11条 条例第17条の規定による事前協議は、行為の届出に係る事前協議書によるものとする。

2 前項の協議書には、省令第1条第2項の規定による図書のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 大規模建築物等自己評価書

(2) その他参考となるべき事項を記載した図書

(事実の公表)

第12条 条例第18条の規定による事実の公表は、次の各号に掲げる事項について、広報紙への掲載等により行うものとする。

(1) 同条各号の行為を行った者（以下「当事者」という。）の氏名又は名称

(2) 当事者の住所又は所在地

(3) 条例の規定に違反する行為の内容

(景観資源の登録)

第13条 条例第19条第1項に規定する景観資源としての登録事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 登録番号及び登録の年月日

- (2) 景観資源の名称
- (3) 景観資源の所在
- (4) 登録の理由

2 市長は、条例第19条第1項に規定する景観資源の登録を行ったときは、景観資源の所有者又は管理者に対し、景観資源登録通知書により通知するものとする。

(景観資源の登録の基準)

第14条 条例第19条第1項に規定する良好な景観の形成に寄与していると認められる建造物、樹木その他の物件（以下「建造物等」という。）及び優れた景観を眺望できる地点（以下「眺望点」という。）は、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 建造物等にあつては、次のすべてに該当するもの

- ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物等の外観が景観上の特徴を有し、当該地域の良好な景観の形成に重要なものであること。
- イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に視認できるものであること。

(2) 眺望点にあつては、次のすべてに該当するもの

- ア 当該地点から眺望できる景観が、地域の自然、歴史、文化等からみて、景観上の特徴を有したものであること。
- イ 当該地点が一般に開放されており、公衆によって容易に立ち入れる場所であること。

(景観重要建造物等の指定の告示)

第15条 条例第21条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 景観重要建造物にあつては、次に掲げる事項

- ア 指定番号及び指定の年月日
- イ 景観重要建造物の名称
- ウ 景観重要建造物の所在
- エ 指定の理由となった外観上の特徴
- オ 法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

(2) 景観重要樹木にあつては、次に掲げる事項

- ア 指定番号及び指定の年月日
- イ 景観重要樹木の樹種

ウ 景観重要樹木の所在

エ 指定の理由となった樹容の特徴

(景観重要建造物等の管理の方法の基準)

第16条 条例第23条第1項第3号の管理の方法の基準として規則で定めるものは、次に掲げる基準とする。

- (1) 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して、当該景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講じること。
- (2) 景観重要建造物が損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。
- (3) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあつては、条例第23条第2項各号に掲げる基準に準じて管理すること。

2 条例第23条第2項第3号の管理の方法の基準として規則で定めるものは、次に掲げる基準とする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- (2) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講じること。

(公共的団体)

第17条 条例第27条の規定による規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (2) 独立行政法人都市再生機構
- (3) 日本下水道事業団
- (4) 兵庫県住宅供給公社
- (5) 兵庫県土地開発公社

(公共施設整備に係る協議)

第18条 条例第28条の規定による協議は、公共施設景観形成協議書により行うものとする。協議の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、開発行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない

場合には、当該開発行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 当該公共施設の整備を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2, 500 分の 1 以上のもの
- (2) 当該公共施設の整備を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
- (4) 公共施設景観形成指針による自己評価書
- (5) その他参考となるべき事項を記載した図書

3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(景観協定の認可申請等)

第 19 条 法第 81 条第 4 項の規定による認可の申請は、景観協定認可申請書により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 法第 81 条第 2 項各号及び第 3 項で定めた内容を記載した図書
- (2) 当該協定区域内における法第 81 条第 1 項に規定する土地所有者等(以下「土地所有者等」という。)の合意の状況が確認できる図書
- (3) その他参考となるべき事項を記載した図書

3 前 2 項の規定は、法第 84 条第 1 項に規定する変更の認可について準用する。

(景観協定の廃止の認可申請)

第 20 条 法第 88 条第 1 項の規定による認可の申請は、景観協定廃止申請書に、土地所有者等の合意の状況が確認できる図書を添付し、行うものとする。

(景観形成活動の認定等)

第 21 条 条例第 31 条第 1 項に規定する良好な景観の形成を目的として自主的な活動を行う団体は、次の各号に掲げるいずれかの活動を行う団体とする。

- (1) 景観形成の普及及び啓発に関すること。
- (2) 景観資源の保全及び活用に関すること。
- (3) 地域の良好な景観の形成のための構想及び計画の策定に関すること。
- (4) 景観形成に関わる市民、事業者及び市との協働に関すること。

2 条例第 31 条第 1 項に規定する認定を受けようとする団体は、景観形成活動団体認定申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の団体を認定したときは、当該団体に対し、景観形成活動団体認定通知書により通知するものとする。

4 前2項の規定は、景観形成活動団体の変更又は解除について準用する。

(景観形成推進員の登録等)

第22条 条例第32条第1項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 建築士の資格を有する者

(2) 造園技能士の資格を有する者

(3) 前2号に定めるもののほか、良好な景観の形成に関する知識及び経験を有するものとして、市長が認める者

2 条例第32条第1項に規定する登録を受けようとする者は、景観形成推進員登録申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の者を登録したときは、当該申請者に対し、景観形成推進員登録通知書により通知するものとする。

4 前2項の規定は、景観形成推進員の変更又は解除について準用する。

(景観整備機構の指定の申請)

第23条 法第92条第1項の規定による指定の申請は、景観整備機構指定申請書により行うものとする。

2 前項の申請書には、法第93条各号に掲げる事項のうち、業務を行おうとする事項に関する事業計画書のほか、参考となるべき事項を記載した図書を添付しなければならない。

(面積及び高さの算定)

第24条 条例第36条の規定による規則で定める建築物又は工作物の建築面積及び高さの算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物の建築面積 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号の規定の例による。

(2) 建築物の高さ 地盤面(建築物が周囲と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その接する位置のうち、最も低い位置からの高さが3メートルを超えない範囲内の当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面とす

る。)からの高さによる。

(3) 工作物の高さ 工作物が周囲の地面と接する位置のうち、最も低い位置の高さにおける水平面からの高さによる。

(様式)

第25条 この規則の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第4条から第12条まで、第15条、第16条、第19条、第20条及び第23条の規定は、平成22年4月1日から施行する。